

第4回 三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会

平成16年11月8日
午前9時30分開議
六郷町民会館1階 大ホール

第 1 開会

第 2 会長あいさつ

第 3 議事

(1) 協議事項

「総務企画小委員会関係」

協議第43号 慣行の取扱いについて

協議第44号 姉妹都市の取扱いについて

協議第45号 イベントの取扱いについて

協議第46号 消防団の取扱いについて

協議第47号 一般職の取扱いについて

協議第48号 一部事務組合の取扱いについて

協議第49号 公共的団体の取扱いについて

協議第50号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第51号 議会議員の報酬及び費用弁償の取扱いについて

「建設産業小委員会関係」

協議第52号 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて

協議第53号 建設事業の取扱いについて

「新町名称候補選定小委員会関係」

協議第19号 新町の名称について(継続協議)

第 4 その他

第 5 閉会

開会 午前 9時28分

○司会（原川事務局長）

ご多用の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

定刻若干前でございますが、全員おそろいですので、ただ今から第4回三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、ご報告させていただきます。

第2回協議会で設置が確認されました、新町名称候補選定小委員会につきましては、10月26日、第1回委員会を開会いたしまして、委員長に六郷町の遠藤町長、それから副委員長に市川大門町の青沼委員が互選されましたので、ご報告いたします。

それから本日、六郷町の依田委員から、公務のため欠席との通告をいただいておりますので、併せてご報告させていただきます。

それでは、始めに開会の言葉を、副会長であります六郷町の遠藤町長から申し上げます。

○遠藤六郷町長

おはようございます。

今日は第4回になります3町の合併協議会、早朝よりご出席をいただきまして、大変ご苦勞様でございます。

暦の上では立冬が過ぎまして、もう冬ということになったわけでございますけれども、私たちのこの3町の協議会、春にスタートいたしまして、季節とともに議論を重ねてまいりました。この間、いろんな項目に同意をいただき、またご理解をいただきまして、新町建設に向けての、さまざまな方向性が見えてきたというふうに考えております。関係者の皆さん、また委員の皆さんには、改めて御礼を申し上げたいというふうに思っております。

そうした中で1番大切な項目の1つであります、新町の名称の公募につきまして、議論を重ねてきたわけでございますけれども、後ほど委員会報告という形で、報告はさせていただきますけれども、先週の会議におきまして、3町それぞれ合意いたしまして、これから町名に向けての、公募の方法につきましても、皆様方に報告をしたいと、こんなふうに考えております。

今日はそうした中で、早朝にもかかわらず、大勢の皆さんのご参加をいただいたことを、改めて感謝を申し上げまして、開会のあいさつにさせていただきます。ご苦勞様でございます。

○司会（原川事務局長）

続きまして、会長であります、三珠町の水上市長から、ごあいさつを申し上げます。

○水上市三珠町長

皆さん、おはようございます。

早朝から、大変ご苦勞様でございます。

今年は秋になっても、なかなか秋らしい気候が訪れなかったわけでございます。地震や台風等で悩まされたわけでございますが、やっとすがすがしい気候になったかなと、こんなような感じでございます。今日はこの会議が、第4回目の協議会でございます。すがすがしく1番の山へ向かっていきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつといたします。

○司会（原川事務局長）

続きまして、ご来賓の方々をご紹介させていただきます。

着席順にご紹介させていただきます。

山梨県総務部市町村課課長 中村康則様、同じく市町村課主事 小林咲子様、山梨県峡南地域

振興局企画振興部長 小泉実様、同じく企画振興部主査 田中尚典様、以上でございます。

それでは早速、会議に入りますが、本日の会議には、委員 24 人のうち 23 人のご出席をいただいておりますので、規約第 10 条の規定により会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、会議の議長につきましては、規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、水上会長にお願いいたします。

水上会長、よろしくお願いいたします。

○議長（水上三珠町長）

それでは、しばらく議長を務めさせていただきます。

会議のほう、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは早速、議題へ入ります。

まず、総務企画小委員会に付託してありました、協議第 43 号から協議第 51 号まで、一括して委員長より報告をお願いいたします。

○総務企画小委員会委員長（石川章男委員長）

おはようございます。

総務企画小委員会の石川でございます。

第 2 回総務企画小委員会の報告をいたします。

去る 10 月 19 日に開催した、第 2 回総務企画小委員会において、意見が集約された 9 協定項目について、調整方針を報告いたします。

それでは、総務企画小委員会の資料の 2 ページをお開きください。

協議第 43 号 合併協定項目第 21 「慣行の取扱いについて」を報告いたします。

まず町章ですが、デザインは造詣の深い方々からの公募をいただきたいということから、全国公募が必要である。また、新町発足と同時に町旗を掲げたいという、思い入れがあり、全国公募とし、町の花と町の木については、町民の方々と一緒に考え制定したいことから、町内公募といたしました。キャッチフレーズについては、新町において総合計画を策定しなければなりませんので、その中で作成することといたしました。町民憲章と町宣言については、新町において考えていただくことといたしました。

これらの基本的な考え方から、調整方針といたしまして、

（１）町章については新町名決定後、速やかに全国的公募を行い、合併までに制定する。

（２）町の花については、新町において町内公募し、制定する。

（３）町の木については、新町において町内公募し、制定する。

（４）キャッチフレーズについては、新町において制定する。

（５）町民憲章については、新町に引き継ぎ調整する。

（６）町宣言については、新町に引き継ぎ調整する。

というものであり、「慣行の取扱いについて」は、原案のとおり確認されました。

次に資料の 6 ページをお開きください。

協議第 44 号 合併協定項目第 24 - 3 「姉妹都市の取扱いについて」を報告いたします。

友好都市については、三珠町が静岡県賀茂村と提携しておりますが、賀茂村も合併の協議中でありますので、新町で協議することといたしました。

姉妹都市については、市川大門町がアメリカ合衆国のマスカティーン市と提携しておりますが、先方では合併しても、姉妹都市の継続を希望していることから、引き継ぐものとしたしました。

これらの基本的な考え方から、調整方針といたしまして、

(1) 友好都市については、新町に引き継ぎ調整する。

(2) 姉妹都市については、新町に引き継ぐものとする。

というものであります。

委員より「民宿利用に対する助成について、どのくらいの金額を助成しているのか」との質問があり、「宿泊に対して2千円を補助し、年間20万円ぐらい支出している」との説明がありました。

「姉妹都市の取扱いについて」は、原案のとおり確認されました。

次に資料9ページをお開きください。

協議第45号 合併協定項目第24-4 「イベントの取扱いについて」報告いたします。

イベントについて、総務企画分科会で取り扱ったのは、イベントの整理統合を含めた新町の方角性を打ち出し、その方向性に沿った形で、各分科会で検討していただき、新町の各課等において、整理統合を考えていただきたいということであります。

これらの基本的な考え方から、調整方針といたしまして、

(1) 各町の歴史的経過また地域性があり、特色のあるイベントは引き継ぐものとする。

(2) 新町において整理統合できるイベントを調整する。

というものであります。

「イベントの取扱いについて」は、原案のとおり確認されました。

次に資料13ページをお開きください。

協議第46号 合併協定項目第20 「消防団の取扱いについて」を報告いたします。

消防団については、合併後、新消防団の編成が分かりやすいこと、指揮命令系統が旧町のようにスムーズに伝達されること、役職等を統一したシンプルな組織とすることと、また本団については、旧町から1人ずつ副団長を選任し、現場の状況判断を正確にできること等を基本に置き、調整いたしました。

これらの基本的な考え方から、調整方針といたしまして、

(1) 消防団については、合併時に統合する。

(2) 消防団員は新町に引き継ぐものとする。

(3) 消防団組織については、別紙の新町消防団組織図による。

(4) 大同婦人消防隊は新町に引き継ぐものとする。

というものであり、「消防団の取扱いについて」は、原案のとおり確認されました。

次に資料の17ページをお開きください。

協議第47号 合併協定項目第10 「一般職の取扱いについて」を報告いたします。

3町の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項により、職員としての身分を保障されています。ただ、合併により新町の職員数は、新町の人口規模および産業構造が同様である類似団体と比較すると、合併直後はだいぶ多くなっていますので、定員適正化計画を策定して、合併後10年の間に類似団体の職員数に近づけるものであります。

これらの基本的な考え方から、調整方針といたしまして、

(1) 一般職の職員はすべて新町の職員として引き継ぐものとする。

(2) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(3) 職名および任用要件については、人事管理および職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。

(4) 給与については、職員の処遇および給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

というものであり、「一般職の取扱いについて」は、原案のとおり確認されました。

次に、資料の 20 ページをお開きください。

協議第 48 号 合併協定項目第 15 「一部事務組合の取扱いについて」を報告いたします。

一部事務組合については、各町それぞれ加入しておりますが、基本的には合併前日に旧町が消滅いたしますので、加入一部事務組合から脱退しなければなりません。合併後、新町として新たに加えることとなります。市川三珠環境衛生組合については、三珠町と市川大門町の 2 町の一部事務組合ですので、合併と同時に消滅し、その一部事務組合の処理する事務は、新町において引き継ぎ行うこととなります。

これらの基本的な考え方から、調整方針といたしまして、

(1) 一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に新たに加える。

(2) 市川三珠環境衛生組合については、合併の日の前日をもって解散し、新町に引き継ぐものとする。

というものであります。

委員より、「六郷町が加入している、峡南衛生組合については、どのような手続きになるのか。」との質問があり、「やはり合併の前日に脱退し、合併の日に新町として加えることとなりますが、峡南衛生組合における共同事業の範囲は、旧六郷町地域が対象となります。」との説明がありました。

「一部事務組合の取扱いについて」は、原案のとおり確認されました。

次に資料 24 ページをお開きください。

協議第 49 号 合併協定項目第 16 「公共的団体の取扱いについて」を報告いたします。

公共的団体については、資料に記載されている団体は、ほんの一部であり、3 町には数多くの公共的団体が存在いたしますが、合併いたしますと同様な団体がたくさんありますので、これらの団体の統合に努めるものであります。また、合併後すぐに統合できなくても、時間をかけて統合できる団体もあると考えられますので、行政と十分、協議をしていただきたいと考えております。

これらの基本的な考え方から、調整方針といたしまして、

(1) 公共的団体については、新町との速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努めるものとする。

(2) 新町との一体性を保つため、合併時に統合したほうがよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。

というものであり、「公共的団体の取扱いについて」は、原案のとおり確認されました。

次に、資料の 27 ページをお開きください。

協議第 50 号 合併協定項目第 7 「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を報告いたします。

議会議員の任期については、3 つの選択肢があり、第 1 に合併特例法を適用しない場合、第 2 に合併特例法第 6 条の定数に関する特例を適用する場合、第 3 に合併特例法第 7 条の在任に関する特例を適用する場合があります。この 3 つの場合から、1 つを適用するものであり、第 1 と第 2 の場合、設置選挙を伴い、第 3 の場合は選挙を行わないこととなります。議会議員の定数については、地方自治法第 91 条第 7 項により、関係市町村の協議により、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならないと規定されており、22 人以内となっております。

これらから、調整方針といたしまして、

(1) 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間、引き続き新町の議会議員として在任する。

(2) 新町の議会議員の定数については 22 人とする。

というものであります。

委員より、「旧町ごとに選挙区を設け、総計 22 人の議員定数で選挙を行うことはよいと思っておりますが、この調整案に対して、各町の議会議員全員の賛成であったのか。」との質問があり、定数については、3 町とも 22 人であったこと、任期については三珠町から 1 年以内、市川大門町から 10 カ月から 1 年、六郷町から 1 年の提案があり、1 年と集約されたこと、提案については各町に意見集約をお願いしてあったことの説明がありました。また、せめて報酬だけでも、低い金額で調整していただきたいとの要望がありました。

「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり確認されました。

次に、資料 32 ページをお開きください。

協議第 51 号 合併協定項目第 24 - 6 「議会議員の報酬及び費用弁償の取扱いについて」を報告いたします。

議会議員の報酬及び費用弁償については、地方自治法第 203 条により、普通地方公共団体は、その議会の議員等に報酬を支給しなければならないこと、およびその職務を行うため要する費用の弁償を受けることができることとなっております。そして、報酬と費用弁償の額は、現 3 町で適用している範囲以内で調整する考えのもと、調整方針といたしまして、

(1) 新町の議会議員の報酬は、市川大門町の例による。

(2) 新町の議会議員の費用弁償は、市川大門町の例による。

というものであり、「議会議員の報酬及び費用弁償の取扱いについて」は、原案のとおり確認されました。

以上、総務企画小委員会の協議第 43 号から 51 号までの 9 案件につきまして、当小委員会で確認されました調整方針を報告させていただきました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（水上三珠町長）

報告が終わりました。

協議項目が 9 項目ありますので、1 項目ずつ協議してまいりたいと思います。

まず、協議第 43 号 「慣行の取扱いについて」協議したいと思います。

質疑を受けたいと思います。

どなたか質問ありますか。

(な し)

ないようですから質疑を終わります。

お諮りします。

協議第 43 号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第 43 号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第 44 号 「姉妹都市の取扱いについて」質疑・ご意見を賜りたいと思います。

どなたかございますか。

(な し)

ないようでございますので質疑を終わります。

お諮りします。

協議第44号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第44号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第45号 「イベントの取扱いについて」 質疑を受けたいと思います。

ございませんか。

(な し)

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第45号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第45号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第46号 「消防団の取扱いについて」 質疑・ご意見ございませんか。

(な し)

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第46号については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第46号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第47号 「一般職の取扱いについて」 質疑はございませんか。

樋川さん。

○六郷町委員(樋川良水委員)

六郷町の樋川です。

要望でございます。

この一般職員を10年間で調整をという話になって、先ほど説明がございました。そうすると、採用につきましても、ずっとこの時期は採用しなくて、経過していくということになりますと、将来その問題が1つの山とありますが、谷とありますが、そういう形に陥ると、大体40年ぐらい影響があります。ですから、職員は多いと思いながらも、将来のためには平均した採用をお願いしていきたいなと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長(水上三珠町長)

要望ですから、いいですね。

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第47号については、原案のとおり承認することに、異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第４７号は原案どおり承認されました。

次に、協議第４８号 「一部事務組合の取扱いについて」 質疑・ご意見ございますか。

(な し)

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

協議第４８号については、原案のとおり承認することに、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第４８号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第４９号 「公共的団体の取扱いについて」 質疑を受けたいと思います。

(な し)

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第４９号については、原案のとおり承認することに、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第４９号は原案のとおり承認されました。

続いて、協議第５０号 「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」 質疑ありませんか。

○三珠町委員（有泉勝廣委員）

その前に、ちょっと質問ですが、この調整方針どおりに１年間延長しますと、現在４４人ですが３町で。１年間延長することによっての費用は、どれくらいかかるか、教えていただきたいです。

○専門部会長（市川大門町 渡辺総務課長）

専門部会のほうから、ご報告をいたします。

現在、大まかではございますが、２２人に対しまして４４人の場合、６，２００万円くらいの費用が余計にかかるということでございます。

○三珠町委員（有泉勝廣委員）

１年間で６千万円以上ということです、費用がかかるのは、それからもう１点、定数について２２人以内ということになっておりますけれども、これを最高の２２人とするというような調整方針のようですけれども、ほかの合併町村の例を見ますと、大体、下回っていますよね。しかも、３町の場合は人口２万人足らずで２２名ということは、いいのか悪いのか、私も判断はできませんけれども、ちょっと多いような気がしますので、ここで今の１年間延長、それから２２人、ここで決めずに、私の意見としては継続審議、一般の町民の意見をもう少し聞いて、調整方針をこのまま継続審議にしてほしいと思います。

以上です。

○議長（水上三珠町長）

この協議第５０号につきましては、継続審議をお願いしたいというようなご意見がございましたが、ただ今の有泉さんの継続審議の意見に賛成の方。

(賛 成 者 挙 手)

かなりの数がありますが、継続審議にしていんでしょうか。

それとも多数決で決めますか。

慎重に取扱うように、継続してもいいですか。

○六郷町委員（樋川良水委員）

やはりこの問題は、町名に続く重要な問題だと思うんです。

だから、初めてここでもって1年間延長ということと、22人ということが今日、提案されたわけですね。そういうことで、端的に今日ここで決めるのではなくて、あと少し継続の方針をとっていただいて、一般の町民の意見をもう少し聞いてから、決めても遅くないように思いますので、私はあえて、もう一度、継続審議をお願いします。

○議長（水上三珠町長）

青沼さん。

○市川大門町委員（青沼茂樹委員）

市川大門町の青沼です。

私は協議会の5号委員でありまして、議員からの選出ではありません。最初に申し上げたいと思いますが、新しい町が発足して、新しい行政として発足して動き出す。その折には、こういう会議の中で、いろいろ細かいことを審議しながら、新町にはこういうふうにしていくんだ、こういう計画でいくんだと、細かいことを協議されております。

新町が発足したときに、やはりそういうものを現実に行政として、新町の中に生かされているのか、あるいは予算審議、予算の内容はどうなっているのか、調整項目どおりきちんと行政がまとりつつあるのか、私はしばらくの間、きちんとチェックしていただく必要があるのではないかなと、こんなふうに思っております。

これは選挙で新しい新町の議員さんが選出されれば、元議員さんという人も大勢いるかもしれませんが、そんなことは分からないわけでありまして、やっぱり3つの町が合併するんだ、こういうふうに目標を1つにまとめて、3人の町長さん、それから3つの町の議員さん方も、それぞれご苦労なさっているわけです。私はご苦労なさっているからとか、苦労に報いるとか、そうではなくて、その延長で新しい町をきちんとチェックをしながら動き出すような、そういったチェックもしていただきたい、いただく必要があるのではないかなと、こんなふうにも思っております。

したがって、新町が発足したしばらくの間は、やっぱり全員の議員さんが、みんなで寄ってきちんとされているかどうか審議をしていただく、こういうことを私は、ぜひお願いしたいと思えます。ですから当然、大勢であれば、お金が多少、余計にかかるかもしれません。しかし、それは新町が発足して、ずっとその形でいこうといっているわけではないんです。しばらくの間は、みんなでチェックしよう、みんなで審議しよう、そういう期間を協議されているわけですから、それは一気に22名以内に減らせれば、それはそれでもって、経費的には少額で済むかもしれませんが心配なのは、将来に向けてきちんと組織づくり、行政の組み立てがやっていけるかどうか、そこが私は重要だと思いますので、そんな見方も必要ではないかなと、あえて発言をさせていただきました。

○議長（水上三珠町長）

ありがとうございます。

はい、石原さん。

○市川大門町委員（石原一元委員）

市川大門の石原です。

私も総務委員会の一員に属しておりますので、先ほどの22名という定数に関して、お話してみたいと思いますが、まず総務委員会で決定したことを、まず尊重してほしいなど、これが1つです。それから2番目に、22人の定数でございますけれども、今44名おります。これが22名ということで、半分になります。3町で合併すると、地域的に広く分散した町になります。しかも、よその都会と違って、集落ごとに分散がかなり多い、この3町でございます。そうすると今、私たち議員は、ある程度の集落、これは住民の代表で議会のほうに行っているわけです。地域の意見も町へ話して、それで地域がどうなっていくかというのが、1番心配なことなんです。それを22人という数字も、すごい厳しい数字です。しかも、これから選挙になると、もう集落から出られない人も出てきます。このようなときに、最初の合併が果たして、そうなったときに、いいか悪いかという問題が、これから集落においては、議論されるのではないかと思うんです。今までいた議員がいなくなったと。何も住民の言うことが通らないと、こういう問題がこれから起きてきます。

ですから、私は最初は22人でまずもっていくべきだなと。それからその次、これは4年間すると、様子が分かってきます。それから順に下げて、こうやって今の時代に沿ったものをもっていくと。これらが私、いいかなということで、22という数字を、私ども総務の中でも、私の意見としても出しました。

また、各3町の議員さん方の意見の集約、これも22名でした。こうすることで総務のほうに、この22という数字を出させていただき、総務委員会でも承認されたわけでございますので、ぜひ尊重していただきたいと思います。

以上です。

○議長（水上三珠町長）

暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

○議長（水上三珠町長）

再開します。

大変、大事な問題だと思いますので、もう少し皆さんの意見を聞かせていただきたいと思いますが、まず継続の賛成の方で何かご意見ございますか。

ほかにありませんか。

なければ、賛成討論をもう1人どなたか。

では、この問題については、大変、難しく意見も分かれているようでございますから、ここで多数決という方法は取らずに、もう1回、持ち帰って次の会合で決定するというような方法でいいでしょうか。

それでは、お諮りします。

協議第50号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、次回協議会まで継続協議とすることに、異議ございませんか。

（異議なしの声）

では、そのように決定させていただきます。

続いて、協議第51号「議会議員の報酬及び費用弁償の取扱いについて」質疑・ご意見を承ります。

(な し)

質疑がないようでございますから、質疑を終わります。

お諮りします。

協議第51号については、原案のとおり承認することに、異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第51号については、原案のとおり承認されました。

続いて、建設産業小委員会に付託してありました、協議第52号および協議第53号を、一括して委員長より報告をお願いいたします。

○建設産業小委員会副委員長(樋口富一副委員長)

建設産業小委員会副委員長の樋口でございます。

依田委員長が欠席しておりますので、代わって報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

建設産業小委員会におきましては、去る11月1日に第2回小委員会を開催し、確認された2項目の調整方針(案)につきまして、報告いたします。

それでは、建設産業小委員会資料の2ページをお開きください。

協議第52号 合併協定項目第8 「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて」であります。

現在の3町の農業委員の構成であります。備考欄に3町の合計がありますように、選挙による委員が32人、選任委員が16人の計48人となっております。次に任期であります。3町とも来年の任期となっております。三珠町が5月12日、市川大門町が7月19日、六郷町が5月19日であります。報酬につきましては、表のとおりで3町ともばらつきがあります。

次に3ページをご覧ください。

まず、参考数値といたしまして、経営耕地面積と農家戸数および選挙人登録数が記載されています。次に関係法令といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律の抜粋が記載されていますが、合併関係町の農業委員会委員は、原則として町の廃止と同時に失職し、新たに委員を選出することになります。その場合には、新町発足後50日以内に選挙を行う必要があります。しかし、特例の第8条の2、在任特例として80人を超えない範囲で、合併後1年以内を新町の委員として在任することができるとされています。なお、選任の委員につきましては、町の廃止と同時に失職しますので、新たに選任する必要があります。

次に、定数につきましては、農業委員会等に関する法律の第12条に、選任委員の規定が記載されています。また、選挙による委員の定数につきましては、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2に農地面積1,300ヘクタール以下、農業生産法人(農家戸数)1,100以下の農業委員会委員の定数は、20人以下と規定されています。参考に4ページには県内の先進地事例を記載してありますが、すべての市や町で「在任特例」が適用されています。

2ページにお戻りください。

備考欄の課題は問題点にありますように、

特例法を適用せず設置選挙を行う。

定数特例を適用する。

在任特例を適用する。

の3つのいずれかの方法がありますが、来年3町とも選挙の年でありまして、1番遅い市川大

門町の任期が7月19日であります。また、合併時に失職し、設置選挙を行った場合には、同じ年に2回の農業委員会選挙を行うことになり、この地区は農業振興地域でもありますので、農業行政の低下にならぬよう、在任特例を適用することといたしました。

なお、委員会での主な質疑等は次のとおりでありました。

各町の農業委員会の役割や活動内容について質問があり、3町の農業委員会事務局長より、現状の報告がされました。また、選挙による委員の定数につきましても質問があり、検討いたしました。

以上のことにより、調整方針としましては、

- (1) 農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで在任する。
- (2) 新町農業委員会の選挙による委員の定数は20人とする。
- (3) 農業委員報酬は、新町議会議員報酬の1カ月分を年額とする。

以上が、「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて」の方針(案)であります。

次に6ページをお開きください。

協議第53号 合併協定項目第24-20 「建設事業の取扱いについて」であります。

まず、6ページには3町の町道および河川の状況が記載されています。

次の7ページをご覧ください。

道路の主要な整備計画が記載されています。3町で19路線が計画されています。

次に8ページには、都市計画の状況が記載されていますが、三珠町・市川大門町の2町にまたがり市川大門都市計画区域が設定されています。六郷町には都市計画区域はございません。都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で定められていますので、新町発足後に、新たに作成する必要があります。

次に9ページをご覧ください。

まちづくり事業であります。この事業は市川大門町の市川地区中央部のみで行われている事業であります。三珠・六郷では現在、この事業を行っておりませんが、市川大門町の他の地区、三珠町および六郷町におきましても検討し、将来の新町のまちづくりとして、反映することが望ましいとのことにより、具体的な調整方針としましては、市川大門町の市川地区中央部のまちづくり事業は、継続中の事業であるので、現行のとおり新町へ引き継ぎ、新しいまちづくりを構築するため、住民との協働によるまちづくり事業のほか、他地区への導入については、地域の実情に合った事業(方法等)を考慮する中、新町において検討するものであります。

また、このまちづくり事業につきましても、大変良い事業であり、他の2地区においても実施すべきではないかとの意見が、委員各位より出され、調整方針を継続協議とし、2度の委員会におきまして、検討してまいりました。

6ページにお戻りください。

調整方針としましては、

- (1) 町道及び準用河川等は現行のとおり新町へ引き継ぎ維持管理する。
- (2) 町道整備は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、随時、調整を図り事業を実施する。
- (3) 都市計画区域及び都市公園は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、都市計画マスタープランは新町において、新たに策定する。
- (4) まちづくり事業(市川大門町の市川地区中央部まちづくり事業)は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、他の地区においても地域の実情に適した事業を検討する。

以上、4項目が「建設事業の取扱いについて」の方針（案）であります。

以上が、建設産業小委員会の協議第52号および53号、2案件につきまして、当小委員会で確認されました調整方針（案）を報告させていただきました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（水上三珠町長）

ご苦労さまでした。

報告が終わりました。

まず、協議第52号「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて」、質疑を受けたいと思います。

○市川大門町委員（立川貴委員）

市川大門町の立川ですが、先ほど小委員長からご報告されました、農業委員会の任期でございますが、三珠町、市川大門町、六郷町がそれぞれ平成17年5月、7月が任期になるわけですが、合併後、平成18年7月19日までに、現在の定数の49人でもって在任した場合、任期切れが1年延長されるわけですね。3年プラス1年ですから。

その、いわゆる先ほどご説明がありましたけれども、選挙を2度やらなければならないという考えのようでございますが、財政的にこういう問題をどう見ているかという問題と、例えば三珠町の町長選が、今年、行われるわけですね。これは任期切れというわけですね。農業委員会の場合も任期切れなら、本来ならば選ばなければならないんですよね、新しく。1年もさらに延長するということは、財政的な問題も含めて、やっぱりそこを配慮した上で、そういうように1年延長したのか。

私は何を言いたいかというと、私それには反対しませんでした、議員さんは任期の特例を使って、1年間延長すると。そして全体で44名でございます、その報酬は市川大門町の例に合わせるということになれば、三珠町と六郷町の議員さんの報酬がアップされるわけです。それが全体的に、私の計算では631万2千円、アップされるわけです。またさらにこれに比例して、農業委員会の報酬も、わずかではございますけれども、アップされるわけです。

今度の合併において、こういった問題を含めて、やっぱり農業委員さんの任期なんかも、さらに1年延長するという、安易な考えではなく、その点はいろんな事情があってやられたと思いますけれども、あえて私は反対はしませんけれども、一応、意見として出させていただいたわけでございます。

○議長（水上三珠町長）

ありがとうございました。

その他ご意見ございますか。

反対意見もないようですから・・・。

では、質疑を終わっていいでしょうか。

（はいの声）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第52号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第52号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第53号「建設事業の取扱いについて」質疑・ご意見を承ります。

ありませんか。

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第53号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第53号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

それでは10分間、休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時33分

○議長(水上三珠町長)

再開いたします。

続いて、継続協議となっております、協議第19号「新町名称について」新町名称候補選定小委員会委員長より報告をお願いいたします。

○新町名称候補選定小委員会委員長(遠藤幸利委員長)

それでは、新町の名称候補選定小委員会の委員長報告をいたします。

この件につきましては、過日の会議のときにおきまして、継続審議ということになっておりまして、新しく小委員会を設立して、そこで検討するということになっておりました。その中で、各町から3名ずつの委員が選出され、小委員会を結成されたわけでございますけれども、非常にこの小委員会は、数多くの合併協議の中で、最も難しい協議の1つだというふうに考えております。いろんな議論もあると思いますけれども、新しい町名に向けて、新町の誕生に向けて、いい町名が選考されますように、委員の皆様にも改めてお願いしたいというふうに考えております。

さて、小委員会でございますけれども、10月26日に第1回目の会議を開催いたしました。その中で、応募資格あるいは応募期間、また応募の方法等は一応、3町の合意を見たわけでございますけれども、名称の応募基準につきましては、若干の意見の違いがありまして、小委員会やはり継続審議ということにいたしまして、11月5日、先週の金曜日ですけれども、再開いたしました。その2回目の会議で3町とも、応募方法につきましては、すべての面で合意することができました。

ただ、この合意につきましては、異論というか、1つの意見があったということも、ぜひ踏まえて新町の名称の選考につきましては、それぞれの委員の皆さんの良識ある選考をお願いしたいというふうな意見もあったということを報告いたしまして、報告に代えさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局のほうから報告をいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(水上三珠町長)

事務局で報告をお願いします。

○事務局(原川事務局長)

事務局の原川と申します。

新町名称候補選定小委員会につきましては、先ほど委員長から申しましたとおり、10月

26日と11月5日に開会いたしました。それらの小委員会において、意見が集約されました事項について、ご報告させていただきます。

それでは、資料の1ページをお開きください。

委員名簿でございますが、先ほど委員長が申しましたとおり9名の委員でございます。役員につきましては、冒頭、報告させていただきましたとおりでございます。

次に2ページをお開きください。

新町名称募集要項(案)でございます。まず、応募資格につきましては、3町にお住まいの小中学生以上の方としております。応募期間につきましては、11月20日から12月3日までの2週間といたしました。応募方法といたしましては、ここに掲げてあるとおりでございます。応募ハガキにつきましては、各世帯に該当する家族分を配布することといたします。また、応募につきましては1人1点とし、住所・氏名・年齢・電話番号・名称の理由のないものについては、無効といたします。次に名称応募基準でございますが、これも先ほど委員長から申しましたとおり、さまざまな意見が出ましたが、それらを集約した結果、現在の町名は使用しないことといたしました。

次に3ページをお開きください。

選定方法でございます。流れといたしましては、応募作品の中から、小委員会において10点以内を選定し、協議会に提案し、決定するというところでございます。詳細につきましては、4ページでご説明いたします。次に、応募された方への懸賞についてですが、名付け親大賞以下、記載のとおりとなっております。抽選につきましては、協議会において決定したあと行います。応募先につきましては、持参の場合は合併協議会事務局、各役場、郵送の場合には合併協議会事務局としております。以下、FAX、ホームページの応募先を記載してございます。

次に4ページでございます。

新町名称の決定方法に関する申し合わせでございます。先ほど申し上げました、選定方法の詳細を記載してございます。作品の選考につきましては、小委員会での絞込みを経て、協議会において決定する、2段階選定といたします。2番の小委員会での絞込みですが、出席委員はおのこの応募数にかかわらず2作品を投票し、上位10作品以内を候補名といたします。10位にあたるものが複数の場合には、該当作品について決選投票を行います。また、投票用紙に2作品を記入するところを1作品、または同じ名前を2つ書いたものについては、1票といたします。記入のないものや、3作品以上を書いたものについては、無効といたします。不在者投票および委任による投票は、認められません。不在者投票ということは、欠席されると投票の資格がないということでございます。

次に3番の協議会での決定方法ですが、小委員会で選考された10作品以内の候補名について、委員1人1票の投票を行い、最高得票をもって新町の名称と決定いたします。同数の場合については、当該作品について決選投票を行います。投票はいずれも無記名といたします。これも不在者投票および委任による投票は認められません。

最後のページに募集パンフレットの案を添付してございます。ご覧になっていただきたいと思います。なお、今後のスケジュールといたしましては、応募期間終了後、第3回の小委員会を開催し、名称候補選定した後、第5回の協議会へ報告することといたしております。

以上、新町名称候補選定小委員会において、意見集約されました事項について、報告させていただきました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（水上三珠町長）

ご苦労様でした。

報告が終わりました。

協議第１９号「新町の名称について」質疑・ご意見はございますか。

（ な し ）

異議ないようでございます。

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第１９号については、委員長報告のとおり承認することに、異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第１９号は委員長報告のとおり承認されました。

以上で協議事項につきましては、終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げます。

ありがとうございました。

○司会（原川事務局長）

ありがとうございました。

次に次第４のその他でございますが、委員の皆様からご意見などございましたら、ご発言をお願いいたします。

○六郷町委員（河西満治委員）

六郷の河西でございます。

協議も皆さんのご苦労を願いながら、順調に進んでいるわけでございますけれども、町の新しい町制をしく日でございますけれども、おおむね１７年９月から１１月の間ということで、アバウトで決まっておるわけでございますけれども、正式な細かい日にちを決めることによって、この合併協議会が順調に進んでいるということと、もう１つはいよいよ合併になるんだと言う、町民の皆さんに対するアピールについても、かなり効果があると思いますので、合併の日にちをなるべく早い時点で、決定していただきたいと思っておりますけれども。

以上です。

○議長（水上三珠町長）

事務局で説明できますか。

○事務局（菊島次長）

事務局の菊島と申します。

今、河西委員さんからご意見がありましたように、今のところは来年の秋、９月から１１月の間ということで、おおむね決定をいただいておりますけれども、これについては、最初にご提案申し上げたことと思いますけれども、電算システムですとか、それから条例・規則等の策定がありますので、そういった作業手順等も考慮いたしまして、その中で連休明けといいますか、システムを切り替えに、都合のいい日とか、あるいは月の１日とか、どちらを取るかということになりますけれども、そのへんについても、また調整会議等で順次、相談をさせていただきながら、早い時期、少なくとも調印の日までには、具体的な日をこの協議会の場で決定をいただくこととなりますので、よろしくお願いします。

○司会（原川事務局長）

そのほかございませんでしょうか。

ないようですので、その他につきましては、終了させていただきます。

それでは、閉会の言葉を副会長であります、市川大門町の久保町長にお願いいたします。

○久保市川大門町長

ご苦勞様でございました。

今日は総務企画小委員会関係で9項目、それから建設産業小委員会関係で2項目、そして先ほどの新町名称候補選定小委員会1項目、一部、協議事項第47号で一般職の取扱い等について、職員採用についてご要望がございました。それから、第50号で議会議員の定数及び任期の取扱いについて、継続をするということとなりました。そのほか、その他の項で合併の期日につきましても、貴重なご意見をいただきました。ほぼ原案どおりの決定をいただきました。大変ありがとうございました。

先ほど来、六郷の町長さんの開会のごあいさつ、それから水上会長のごあいさつにもございましたが、本当にこれからが、まさに一つひとつを積み上げていく正念場でございます。委員各位のさらなるご協力をお願い申し上げますとともに、今日、たくさんの方の議員の皆様はじめ、一般の方の傍聴もいただきました。大変、感謝しているところでございます。3町の町民あげて、この合併協議が力強く推進されますことを、改めてお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にご苦勞様でございました。

閉会 午前10時46分

第4回 三珠町・市川大門町・六郷町法定合併協議会 出席者

平成16年11月8日

【三珠町】

水上末雄
青木達雄
八木勝
有泉嗣男
石川章男
有泉勝廣
樋口富一
村松淑子

【市川大門町】

久保眞一
河西常元
石原一元
秋山詔樹
一瀬絲子
青沼茂樹
波多博
立川貴

【六郷町】

遠藤幸利
望月正文
有野健司
樋川良水
村山敬幸
河西満治
渡邊アヤ子